

岡山県内で【フラット35】を取り扱っている金融機関は次のとおりです。

金融機関名	お問い合わせ先	金融機関名	お問い合わせ先
みずほ銀行	0120-324286(11#)	日本住宅ローン	03-5802-5050
三井住友銀行	0120-325-023	東京クレジットサービス	03-5226-3681
三井住友信託銀行	http://www.smb.jp/personal/loan/house/special/flat35.html	アルヒ (IBSBIモーゲージ)	https://www.aruhi-corp.co.jp/ (岡山店) 086-241-5552 (倉敷店) 086-430-3123
イオン銀行	https://www.aeonbank.co.jp/housing_loan/flat/	旭化成ホームズフィナンシャル	0120-860-453
楽天銀行	0120-456-225	全宅住宅ローン	082-545-2721
住信SBIネット銀行	0120-433-151又は03-6737-9173	ファミリーライフサービス	0120-027-035
鳥取銀行	0857-37-0267	あいおいニッセイ同和損害保険	03-5789-7112
山陰合同銀行	0852-55-1000	財形住宅金融	http://www.zaijokin.co.jp/
中国銀行	086-241-3808	優良住宅ローン	082-258-2778
広島銀行	0120-293-801	ジェイ・モーゲージバンク	0120-035-235
トマト銀行	086-800-1810	オリックス・クレジット	0120-2662-35
もみじ銀行	0120-808-077	トヨタファイナンス	052-527-7411
おかやま信用金庫	086-223-7429	日本モーゲージサービス	0570-035-460
玉島信用金庫	086-526-1351	シャープファイナンス	06-4964-6561
しまなみ信用金庫	0848-62-7114	LIXILホームファイナンス	0120-175-553
笠岡信用組合	0865-62-3100	ハウス・デポ・パートナーズ	03-3517-1100
中国労働金庫	0120-86-3760	クレディセゾン	0120-235-551
スルガ銀行	0120-50-8689又は0120-70-8655	一条住宅ローン	0120-516-171
阿波銀行	0120-106-023又は088-654-7525	ミサワフィナンシャルサービス	03-6316-3662
百十四銀行	087-869-2114	ヤマダファイナンスサービス	027-345-8023
伊予銀行	0120-14-2414		
四国銀行	088-871-2423		
香川銀行	087-867-6888		
高知銀行	088-871-1752		

※【フラット35】の借入金利と融資手数料は取扱金融機関によって異なります。詳細は取扱金融機関またはフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

【フラット35】のお問い合わせ先	久米南町の補助金のお問い合わせ先
住宅金融支援機構中国支店 地域営業グループ <b>082-221-8654</b>	久米南町 産業振興課 <b>086-728-2134</b>



**住宅金融支援機構**  
Japan Housing Finance Agency  
〈フラット35サイト〉  
**www.flat35.com**

お客さまコールセンター

**0120-0860-35** (通話無料)

営業時間：9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)  
ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。  
**048-615-0420** (通話料金がかります。)

(平成30年6月20日現在)

## 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型

金利引下げ期間	金利引下げ幅
当初 <b>5</b> 年間	【フラット35】の借入金利から年 <b>▲0.25%</b>

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型とは、子育て支援や地域活性化のために久米南町と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する久米南町による補助金交付とセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。



### 【フラット35】Sと併せてご利用いただけます！

【フラット35】Sとは、長期優良住宅など質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を金利Aプランは当初10年間、金利Bプランは当初5年間、年**0.25%**引き下げる制度です。

【フラット35】S(金利Aプラン)との併用で、  
当初5年間 年**▲0.5%**  
6年目から10年目まで 年**▲0.25%**

【フラット35】S(金利Bプラン)との併用で、  
当初5年間 年**▲0.5%**

例えば、借入額3,000万円なら、

【フラット35】S(金利Aプラン)との併用で、【フラット35】より総返済額が**約111万円お得！**

【フラット35】S(金利Bプラン)との併用で、【フラット35】より総返済額が**約77万円お得！**

併用しなくても、【フラット35】より総返済額が**約38万円お得！** (※)試算結果の数値は概算です。

【試算の前提条件】借入額3,000万円(融資率9割以下)、借入期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なし、借入金利年1.37%(平成30年6月において借入期間が21年以上35年以下、融資率が9割以下、新機構団信付き金利の場合で取扱金融機関が提供する最も多い【フラット35(買取型)】の金利)の場合

(注1) 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型および【フラット35】Sは平成31年3月31日までの申込受付分に適用となります(予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。)。また、久米南町の補助金交付が終了した場合も受付を終了します。詳細は久米南町にお問い合わせください。

(注2) 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型と【フラット35】Sの併用に当たっては、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の要件に加えて、【フラット35】Sの要件として、取得対象住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。また、住宅金融支援機構中国支店地域営業グループ(Tel.082-221-8654)までお問い合わせください。

(注3) 【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。

## ご利用いただくための要件

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型をご利用いただくためには、久米南町から、「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

(注) このほか、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受けるための条件

「久米南町若者住宅補助金」(新築住宅を建設又は購入する場合に限る。)の交付対象で、かつ、それぞれ次の要件をすべて満たす必要があります。

【フラット35】子育て支援型(若年子育て)

- 補助申請者又は、その配偶者(婚姻の予約者を含む)のいずれかが満40歳未満であること
- 義務教育終了前の子供がいること

【フラット35】地域活性化型(UIJターン)

- 久米南町外から久米南町に転入すること

「久米南町空き家活用促進事業補助金」(空き家を購入する場合に限る。)の交付対象で、かつ、それぞれ次の要件をすべて満たす必要があります。

【フラット35】子育て支援型(若年子育て)

- 補助申請者又は、その配偶者(婚姻の予約者を含む)のいずれかが満40歳未満であること
- 義務教育終了前の子供がいること

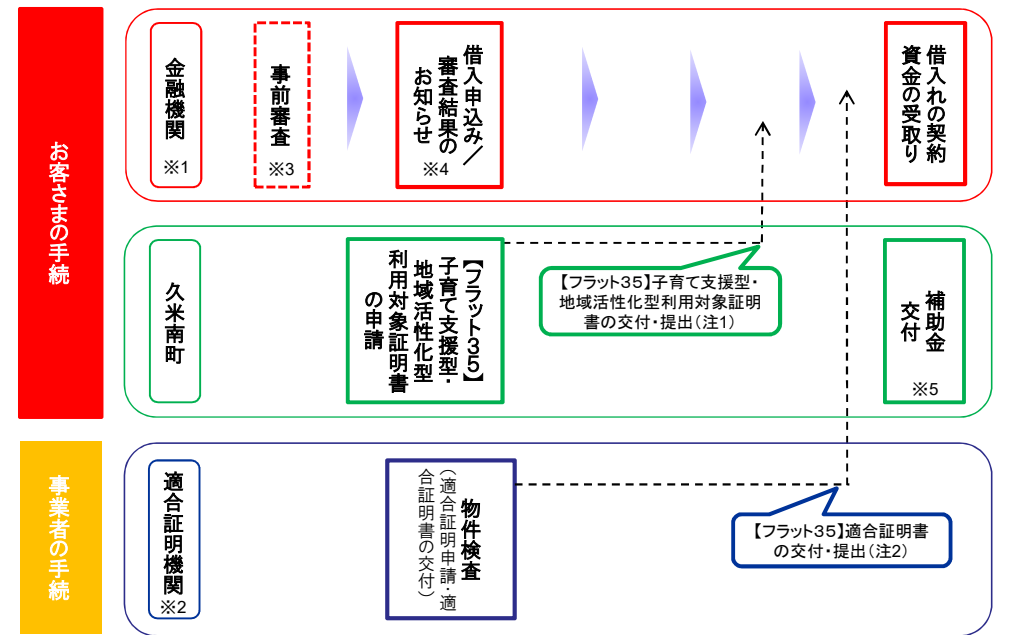
【フラット35】地域活性化型(UIJターン)

- 久米南町外から久米南町に転入すること

【フラット35】地域活性化型(空き家対策)

- 久米南町空き家・空き地情報バンク又は、岡山県空き家情報流通システムに登録された空き家の購入であること

## 利用手続の流れ



(注) 上図は、一般的な手続の流れを示しています。金融機関、久米南町および適合証明機関における手続の順序は問いません。ただし、注1(【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書)および注2(【フラット35】適合証明書)は、借入れの契約時までに金融機関へ提出する必要があります。

(※1)借入申込みは、【フラット35】の取扱金融機関となります。

(※2)適合証明機関は、検査機関または適合証明技術者(中古住宅購入の場合のみ)となります。

(※3)取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込後の正式な審査結果を約束するものではありません。

(※4)借入申込みに当たっては、金融機関の指定する申込関係書類に加えて、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用希望の申出書を提出する必要があります。詳しくは、お申込みを希望する取扱金融機関にご確認ください。

(※5)補助金交付は、久米南町の制度に基づき実施するものです。

## 久米南町の補助金の概要

### 久米南町若者住宅補助金

～若者の定住を促進するため、町内に住宅を新築、購入又は改修する方に対し、これに要する費用の一部を補助します～

【対象者】①を満たし、かつ、②～⑤のいずれかに該当すること

- ①5年以上久米南町の住民基本台帳に登録されることを誓約する方
- ②結婚した方(婚姻の予約者を含み、男女いずれかが満40歳未満)であること
- ③満40歳未満の単身者(配偶者のいない者)であること
- ④同居者に義務教育終了前の方を養育している方であること
- ⑤満55歳未満の新規就農者であること

【補助額】

- 新築・購入：20万円
- 改修：2親等以内の方が所有されている住宅の改修費用総額の40%(補助金額の上限は10万円)

### 久米南町空き家活用促進事業補助金

～久米南町内に所在する空き家の流動化を図るため、良質な住環境の再整備に要する費用の一部を助成します～

【対象者】①又は②のいずれかに該当すること

- ①空き家を購入若しくは賃借又は無償で使用する入居者
  - ②入居者に賃貸又は無償で使用させる空き家を所有する方
- ※①及び②という入居者とは、空き家に入居する見込みの方又は空き家に入居し1年を経過しない方で、5年以上久米南町の住民基本台帳に登録されることを誓約する方

【補助額】

- 補助対象経費の総額の40%
- 購入：上限20万円
  - 改修：上限50万円(申請時において入居者が以下のいずれかに該当する場合は上限100万円)
    - 結婚した方(婚姻の予約者を含み、男女いずれかが満40歳未満)であること
    - 満40歳未満の単身者(配偶者のいない者)であること
    - 同居者に義務教育終了前の方を養育している方であること
    - 満55歳未満の新規就農者であること

詳細は、久米南町ホームページ(<http://www.town.kumenan.okayama.jp/living/house/hojo/index.html>)をご確認ください。

《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する全期間固定金利住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。詳細はフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●借入額は100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住宅部分を除く。)以内となります。また、年収等、審査の結果によってはご希望の借入額まで借入れできない場合があります。●融資手数料は、お客さま負担となります。融資手数料は取扱金融機関により異なります。●借入金利は、資金受取時の金利が適用となります。●【フラット35(買取型)】では、借入期間(20年以下・21年以上)、融資率(9割以下・9割超)、加入する団体信用生命保険の種類等に応じて、借入金利が異なります。【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。●借入金利は取扱金融機関により異なります。●融資率とは、建設費または購入価額に対して、【フラット35】の借入額の占める割合をいいます。●借入金利は毎月見直されます。●融資率が9割を超える場合は、返済の確実性等をより慎重に審査します。●最長35年の返済が可能です。ただし、お客さまの年齢により借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。あわせて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査手数料はお客さま負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者により異なります。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型を利用する場合には、地方公共団体から【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書の交付を受ける必要があります。●借入対象となる住宅およびその敷地に、【フラット35(買取型)】では住宅金融支援機構、【フラット35(保証型)】では取扱金融機関を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。なお、抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬等)は、お客さま負担となります。●【フラット35(買取型)】では、借入対象となる住宅について、火災保険(損害保険会社の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます。【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。火災保険料は、お客さま負担となります。●健康上の理由等で団体信用生命保険に加入されない場合も、【フラット35(買取型)】はご利用いただけます。【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型および【フラット35】SIは、借換融資には利用できません。●【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。●取扱金融機関の借入金利、融資手数料、返済額の試算等の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●説明書(パンフレット等)は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。